

審 査 基 準

令和4年6月24日作成

法 令 名 : 青森県行政財産使用料徴収条例
根 拠 条 項 : 第4条
処 分 の 概 要 : 使用料の減免
原権者 (委任先) : 青森県知事 (青森県警察本部長)
法 令 の 定 め : 青森県行政財産使用料徴収条例第4条 (使用料の減免)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 12日
申 請 先 : 青森県警察本部施設課管財係
問 い 合 わ せ 先 : 青森県警察本部施設課管財係 017-723-4211
備 考 :